

赤ちゃんが産まれたら、こんな休暇が利用できます！

子育てを計画的に行うときに利用できる制度

◎ 休業制度（無給）

- ・ 育児休業（子どもが3歳になるまで）
- ・ 部分休業（子どもが小学校に入学する前まで）
- ・ 育児短時間勤務（子どもが小学校に入学する前まで）

◎ 特別休暇制度（有給）

- ・ 育児時間（子どもが1歳6か月になるまで）
- ・ 子育て休暇（子どもが中学校又は特別支援学校（高等部専攻科を除く）を卒業するまで）



育 児 休 業

条 件：3歳未満の子を養育するために、育児休業ができます。教職員の配偶者が仕事をしている、していないを問わず休業できますし、教職員同士が夫婦の場合、同じ時期に同時に休業することもできます。

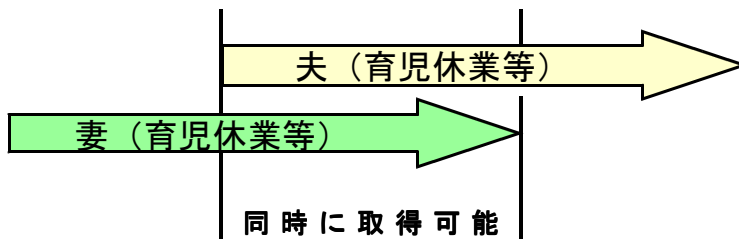
期 間 等：子が3歳になるまでの間に、連続した1つの期間

請求方法：育児休業期間初日の1か月前までに校長に請求してください。

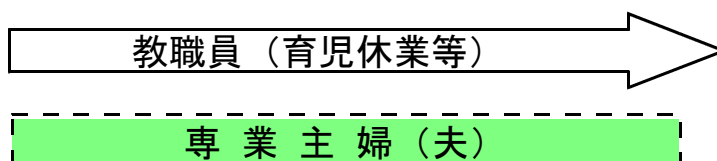
（様式＝育児休業承認請求書、住民票記載事項証明書等添付）

ポイント ①給与については、P17を参照してください。

《取得例①》配偶者が育児休業等をしている教職員でも育児休業の取得可能



《取得例②》配偶者が専業主婦（夫）の教職員でも育児休業等取得可能



再度の育児休業を取得する場合

条 件：育児休業は基本的に連続した1つの期間しか休業できませんが、次のような場合は再度育児休業ができます。

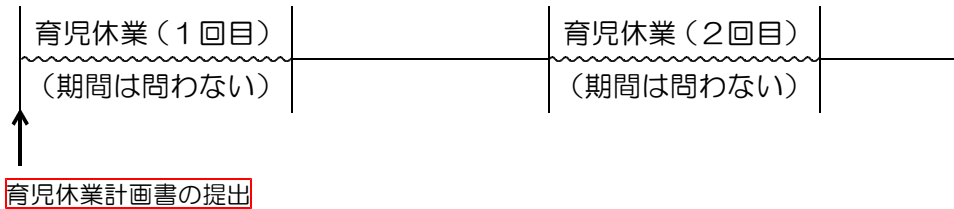
- ①育児休業の請求を行う際に、あらかじめ育児休業等計画書を提出することにより、何度でも育児休業を再取得することができます。
- ②妻の出産後57日間(出産日+産後休暇期間中)に育児休業をした男性教職員は、特に計画書を出すことなく、育児休業ができます。

請求方法：①の場合は、1回目の育児休業とあわせて校長に請求してください。

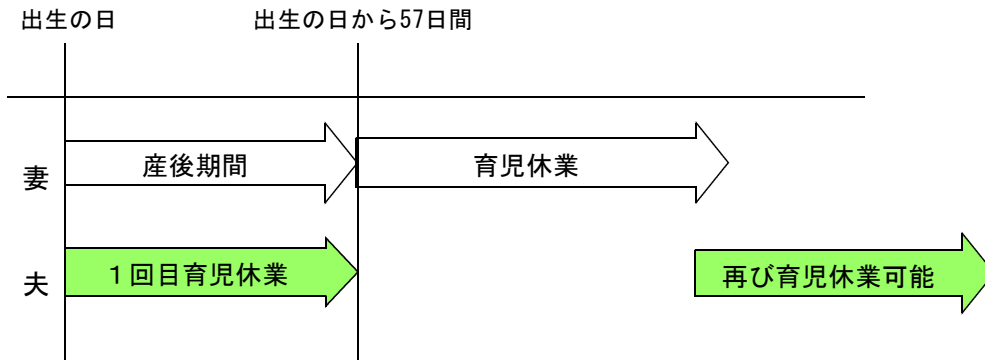
(様式＝育児休業等計画書)

②の場合は、2回目の育児休業期間初日の1か月前までに校長に請求してください。

《取得例①》



《取得例②》



部 分 休 業

条 件：小学校入学前までの子を養育するために、部分休業ができます。

教職員の配偶者が仕事をしている、していないを問わず休業できますし、府の職員同士が夫婦の場合、同じ時期に同時に休業することもできます。（各々2時間取得可能）

期 間 等：子が小学校に入学するまでの間で、始業時又は終業時に1日2時間以内

請求方法：あらかじめ包括的に校長に請求してください。

（様式＝部分休業承認請求書、場合により住民票記載事項証明書等添付）

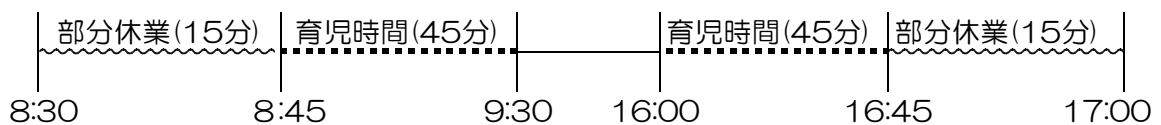
ポイント ①育児時間と合わせて1日2時間以内しか認められないため、育児時間を90分利用している教職員の場合、部分休業は30分となります。

（部分休業の承認は30分単位ですが、育児時間と併用する場合で朝夕に分けて利用する場合のみ、部分休業が1回15分となることがあります。（下記取得例参照）

②部分休業の前後に引き続いて年休を取得する場合は、部分休業時間を取り消して、その時間は全て年休を取得することになります。

③給与の減額については、P18を参照してください。

《取得例》（部分休業と育児時間を併用する場合）



育 児 の た め の 短 時 間 勤 務 制 度

条 件：小学校入学前までの子を養育するために、複数の勤務形態から1つを選択し、希望する日や時間帯での勤務ができます。

教職員の配偶者が仕事をしている、していないを問わずできますし、府の職員同士が夫婦の場合、同じ時期に同時にすることもできます。

期 間 等：子が小学校に入学するまでの間で、次の勤務形態から1つを選択

- ・ 1日当たり3時間55分（週19時間35分）
- ・ 1日当たり4時間55分（週24時間35分）
- ・ 週3日（週23時間15分）
- ・ 週2日半（週19時間25分）

（交替制勤務職員は
別途勤務形態あり）

請求方法：開始日の1か月前までに校長に請求してください。

（様式＝育児短時間勤務承認請求書、場合により住民票記載事項証明書等添付）

ポイント ①1月以上1年以下の期間での請求となりますが、小学校入学前まで延長が可能です。

②育児短時間勤務終了後1年以内は、原則、改めて再度の請求はできません。

ただし、あらかじめ育児休業等計画書を提出することで、1年以内であっても再度育児短時間勤務を取得することができます。

③年休については、勤務時間数に応じた時間（日数）で計算の上、日数換算して付与されます。

④給与については、P18を参照してください。

育児時間(特別休暇)

条件：1歳6か月までの子を養育するために利用できます。

男性教職員は妻が育児休業等をしている場合は取得できませんが、女性教職員は夫の状況（働いているか、育児休業しているか等）に関わらず取得できます。

期間等：子が1歳6か月になるまでの間で、1日90分以内

夫婦合わせて90分以内

女性：配偶者が府職員以外の場合は、配偶者の取得時間に関係なく90分以内

男性：90分から「配偶者の取得時間」を差し引いた残りの時間

原則1日2回各45分ですが、やむを得ない場合は1回30分以上で2回に分けての取得や、1回90分のまとめ取りもできます。

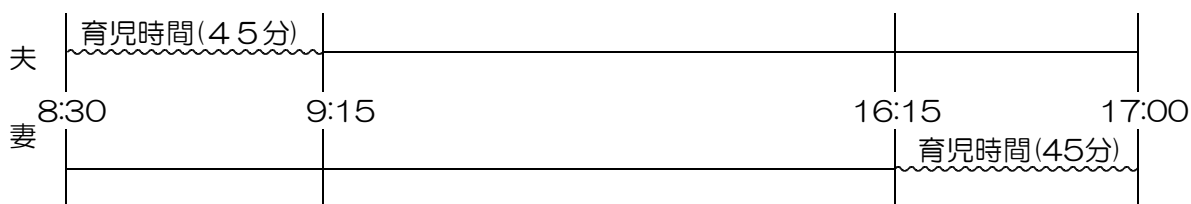
請求方法：事前に校長に申請してください。（様式＝病気休暇・特別休暇申請書）

ポイント ①育児時間を利用している教職員が、残りの勤務時間分年休を取得し、結果として1日勤務しないような場合は、育児時間は認められません。その場合は育児時間を取り消し、1日の年休を取得することになります。（その日に勤務する時間がある場合には、請求どおりの育児時間を利用できます。）

②始業時又は終業時に引き続かない時間帯でも利用できます。

③夫婦で同一時間帯の利用もできます。

《取得例》（夫婦とも府職員の場合）



子育てを行う教職員の休暇(特別休暇)

条件：中学校卒業までの子又は特別支援学校(高等部専攻科を除く)に在籍する子の看護、通院等の世話、予防接種・健康診断の付き添い、参観日などの学校行事への参加などの場合に利用できます。

小学校3年生までの子の場合、インフルエンザや台風などで休校等となった場合も利用できます。

中学校3年生の子の場合、合格した高校等が主催する入学説明会に出席する場合も利用できます。

日数等：年7日以内（対象となる子が2人以上の場合は10日、3人以上の場合は3人目以降の子1人につき1日加算）

取得単位：1日、半日又は1時間単位

取得方法：事前に校長に申請してください。

（様式＝病気休暇・特別休暇申請書、後日理由を確認できる書類を提出）

ポイント ①2週間以上の要介護状態にある場合、介護休暇や短期介護休暇も取得可能。
（→P12）

育児を行う教職員の時間外勤務制限

条 件：3歳未満の子を養育する教職員は請求すれば、配偶者の状況（働いているか、育児休業しているか等）に関わらず、時間外勤務が免除されます。

小学校入学前までの子を養育する教職員は請求すれば、配偶者の状況（働いているか、育児休業しているか等）に関わらず、時間外勤務を月24時間以内かつ年150時間以内に制限されます。

期 間 等：最長1年又は月単位（再請求可能）

請求方法：開始日の前日までに校長に請求してください。（様式＝時間外勤務・深夜勤務制限請求書）

育児を行う教職員の深夜勤務制限

条 件：小学校入学前までの子を養育する教職員は請求すれば、深夜勤務（午後10時～午前5時）が制限されます。

ただし、配偶者が常に子を養育できる場合は対象外となります。

期 間 等：最長6か月、月又は日単位でできるだけ長い期間を一括請求してください。（再請求可能）

請求方法：開始日の1か月前までに校長に請求してください。

（様式＝時間外勤務・深夜勤務制限請求書）

